

○厚生労働省告示第九十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後		改正前	
別表 第1部～第14部 (略)	別表 第1部～第14部 (略)	別表 第1部～第14部 (略)	別表 第1部～第14部 (略)
第13部 追加補 (11)	第13部 追加補 (11)	第1部～第14部 (略)	第1部～第14部 (略)
品名	品名	品名	品名
規格単位	規格単位	規格単位	規格単位
薬価	薬価	薬価	薬価
円	円	円	円
<p><u>(あ)</u></p> <p>イセルチン錠100mg 100mg 1錠 429.10</p> <p>エクテリール錠300mg 300mg 1錠 344,822.10</p> <p>オゾスミット小児用分散錠1mg 1mg 1錠 1,496.90</p> <p>オゾスミット小児用分散錠2.5mg 2.5mg 1錠 3,712.20</p> <p><u>(き)</u></p> <p>ゼズバイカゾセル30mg 30mg 1カゾセル 646.80</p> <p>セピエンス顆粒分包250mg 250mg 1包 16,989.40</p> <p>セピエンス顆粒分包1000mg 1,000mg 1包 67,957.10</p> <p><u>(は)</u></p> <p>ゾリミーンオート経腸用液 CF 10ml 1瓶 14,079.50</p> <p>ゾリミーンオート経腸用液 6 15ml 1瓶 29,171.30</p> <p>ゾリミーンオート経腸用液 6 30ml 1瓶 58,199.30</p> <p>ゾリミーンオート経腸用液 8 40ml 1瓶 77,580.50</p> <p>ボラニコ錠10mg 10mg 1錠 31,791.80</p> <p>注 射 薬</p> <p>品 名 規 格 単 位 薬 価</p> <p>円</p> <p><u>(あ)</u></p> <p>エルゾソリス点滴静注1000µg 1,000µg 1 ml, 1 瓶 3,607,878</p> <p><u>(き)</u></p> <p>ジニオズ点滴静注500mg 500mg 20ml 1 瓶 611,671</p> <p><u>(は)</u></p> <p>ゾーレンソッフ点滴静注用100mg 100mg 1 瓶 1,284,052</p> <p><u>(ま)</u></p> <p>ミンジユピ点滴静注用200mg 200mg 1 瓶 125,201</p> <p><u>(ら)</u></p> <p>リゾロフラス配合皮下注 10ml, 1 瓶 480,046</p> <p>ルソスミオ皮下注 5mg 5 mg 0.5ml 1 瓶 266,843</p> <p>ルソスミオ皮下注 45mg 45mg 1 ml, 1 瓶 2,327,787</p> <p>外 用 薬</p> <p>品 名 規 格 単 位 薬 価</p> <p>円</p> <p><u>(あ)</u></p> <p>アパレゾト懸濁性点眼液0.3% 0.3% 5 ml, 1 瓶 577.50</p>			

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬(略)</p> <p>パロペグテリパラチド製剤</p> <p>アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬(略)</p> <p>パロペグテリパラチド製剤</p> <p>(新設)</p>

附 則

この告示は、令和八年三月十八日から適用する。